

避難者訴訟 1 陣・控訴審は、11 月 12 日に結審しました。すべての審理を終えて、次回（2020 年 3 月 12 日）は判決言い渡しです。結審期日の内容は、以下のとおりです。

#### 1 1 審被告からの新たな証拠請求

東電側から、結審期日の 1 週間前になって（届いたのは 5 日前）、新しい証拠として法学者による「鑑定意見書」が提出されました。26 頁に及ぶ論文ですが、原告側としては反論する時間的余裕がありません。しかもその内容は、原告側が損害論の基礎に据えている、複数の専門家（法学、環境経済学、環境社会学）の見解に対する批判であり、これまでそうした主張・立証は全く出ていなかったのですから、当方としては再反論をしておくべき内容です。

そこで、「時機に遅れた攻撃・防御方法」だとして、この意見書と、これを引用している主張書面について、裁判所が採用しないよう求める証拠意見を提出しました。

裁判所は、結論としてはこれらの採用を認めた上で、次のように表明しました。東電側が主張として引用しているのは、被害法益に関する法的な評価に留まる。裁判所としてはそのような立証趣旨の範囲内で、参考にする。他方で、原告側でも反論の意見があるだろうから、結審後であっても、提出されればよく検討する。

このような次第で、当方でも研究者による反論の意見書と、準備書面を提出するための検討を進めています。

#### 2 1 審原告代表による意見陳述

結審に臨んで、原告団長である早川篤雄さんと、原告団事務局長の金井直子さんから、意見陳述がなされました。

お二人とも、深刻な被害の実情は、多くの原告本人尋問や現地検証（進行協議）によって、既に十二分に語り尽くされていることを重ねて指摘しました。その上で、東京電力が無責任で悪質な企業姿勢によって、この人災を引き起こしたこと、現在もその体質は全く改められていないことを、それぞれの体験を通じて指摘しました。

#### 3 代理人による意見陳述

次に、提出してある最終準備書面の内容について、4 人の代理人弁護士から、その要旨が述べられました。

##### (1) 生業弁護団による応援弁論

1 人目は、同じ仙台高裁で審理が並行している「生業訴訟」の弁護団長である、

菊池紘弁護士による、東電の過失責任を追及する弁論でした。福島地裁本庁で言い渡された1審判決は、国と東電の法的責任を明確に断罪するものでした。高裁でも、東電の過失責任の存在が一層明白になっていることが、説得的に論証されました。

## (2) 責任論

次に高橋力弁護士から、責任論について総括する意見陳述がなされました。責任論は、これまで一貫して、「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的からも、本件に民法709条が適用されるかどうかを問わず、一審被告の過失の有無その程度を含めた責任を詳細に検討すべきであると主張し、詳細な主張・立証をしてきました。今回も、東電の主張への反論を中心に詳細に論じた最終準備書面を提出しました。

結審期日の法廷で強調した点は、以下の2点です。

- ① 東電は、2002年「長期評価」には信用性がなかったと主張しているが、実はこの「長期評価」の信用性の有無の調査・検討等をほとんどしておらず、この事実は求められている注意義務を著しく怠っているといわざるを得ないこと。
- ② 建屋や重要設備のある部屋の水密化（この点については、図表を多数使用して具体的に説明しました。）をしていれば、本件事故は回避できた可能性が十分認められ、この程度の措置すらとらなかった東電には重大な悪質性が認められること

です。

第1審判決は、東電に責任について、その判断を故意又は重大なる過失に限定されたうえ、あまりにずさんな判断がなされてしまいました。控訴審では、是非、東電の過失の有無、程度を詳細に検討したうえで、その悪質性を断罪されることが求められています。

## (3) 損害論

次に、損害論について、米倉勉弁護士と山田大輔弁護士から、その要点を述べました。

米倉弁護士からは、まず本件事故による被害が、広範性・全体性を持ち、全人格的・全生活的なものであること、そこで侵害された権利法益が、包括的な地域生活利益を中核とし、様々な精神的・人格的価値、社会生活や経済生活に関わる

財産的権利、さらには生存権までを包摂する、複合的な「包括的平穩生活権」と呼ぶべきものであることが述べられました。

そして、そのような権利が侵害されることにより、避難生活による精神的苦痛と、故郷の喪失・剥奪というべき価値の喪失という二つの損害が発生し、この2つは、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という、別個の損害であることがあらためて論証されました。

次に、山田弁護士から、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料について述べられました。

避難慰謝料について、原判決は、中間指針を若干上回る程度の金額しか認定しませんでした。しかしながら、原審および控訴審において、原告らが明らかにしてきた避難生活の実態からすれば、このような金額は正当とはいえません。なぜなら、原告らは、避難当初の避難実態が過酷であったのみならず、本件事故から8年が経過した現在でも、形を変えて過酷な避難生活が続いているからです。たとえば、避難先で新たな人間関係を築くことができず、疎外感や差別感を受けていたり、家族が離散して避難をし、それが固定化されてしまい、現在に至っても家族バラバラで生活をしなければならない状況があったり、家族内で将来の生活について話し合うことにより、家族内の溝が顕在化することを恐れ、話し合うことができない空気感があったりしています。

このような事実に照らして、正当な損害賠償がされるべきであることが述べられました。

次に、故郷喪失慰謝料について述べられました。

原告らは、故郷を失ったことによる損害（故郷喪失損害）として、本件事故により故郷が破壊されたことにより、原告らが受けた悲しみ、無念感、寂しさ、喪失感などの精神的な苦痛（慰謝料）と、本件事故前に故郷から得られていた有形、無形の財産的損害を、包括慰謝料として請求しています。

原審、控訴審で、除本理史教授、関礼子教授により、故郷の本質とは、人と自然とのつながり、人と人とのかかわり、その永続性や持続性が、三位一体になった場所であること、そしてこれを支えているのは地域の共同性であることが明らかにされました。すなわち、故郷の住民は、農業や家庭菜園をし、山菜やキノコ、魚を釣り、それを互いにおすそ分けをして生活をしてきました。また、先祖代々その地で生活していた家庭も多く、また、隣組や行政区などがあり、人間関係は

密接であり、いざというときには助け合える環境がありました。このような生活は一過性のものではなく、故郷の住民がそれぞれそのような生活に価値を置き、そのような価値ある生活、自然環境、伝統、文化を後世に引き継ごうと活動・生活してきました。このような故郷における生活が、人々の生活の基盤を作り、人々が安心して生活していくことを可能にしてきました。

しかし、本件事故により、故郷における生活は破壊されてしまい、避難指示が解除されても、事故前に故郷は回復していません。

故郷の破壊により原告ら住民が受けた苦痛は著しいものがあります。

ある原告は、次のように述べています。「住宅というのは正に私の歴史でもありますし、子供たちにとっても本当の歴史だと思います。」「いよいよ自宅の取り壊しの日時を告げられたときは、覚悟はしていたものの、死刑囚が死刑台に乗せられたかのような心境で、足が震えました。」

このように、一生をかけて、また、生きがいとして営んできた故郷の生活が奪われたとき、住民は、その人生の全てを奪われ、「死刑台に乗せられたような」心境、すなわち、人生が終わるほどの精神的な苦痛を受けるのです。

意見陳述では、裁判所は、このような被害実態を正当に評価した判決が下されるべきであることが述べられました。

#### (4) 審理の終結にあたっての総括（まとめ）

最後に、再び米倉勉弁護士から、総括的な意見が述べられました。

まず理解されるべきことは、この裁判は1陣原告の救済を求めるだけではなく、本件事故による被害救済を求める訴訟の中でも、いわば代表的・象徴的な意味を持っていることです。すなわち、本件は、福島第一原発の直近・周辺の地域に居住していた強制避難対象者が、最初に、そしてその被害地域を管轄する「地元」の裁判所である福島地裁いわき支部に提起した、最大規模の集団訴訟です。ならば、この裁判における被害救済が、あるべき形で実現することは、本件事故による全ての被害者を救済するための「先導」役なのであり、その救済の内容は今後の「模範」となるべき役割を負っている。

そのような本件訴訟の控訴審判決の内容・水準は、分離された2陣以下の多数の後続事件の原告らと、全国で展開されている多くの訴訟の原告らの救済を左右します。さらには、現在の低額賠償の実情を克服する、正当な司法判断の確立を

待ち望んでいる、故郷を奪われた十数万の人々が、まさに「我が事」として、この裁判の帰趨を見つめています。

最後に、原告は本件訴訟において必要な主張・立証を尽くしたことを、万感を込めて、鮮明に表明しました。「地域における生活と人生を丸ごと奪われる」という類例のない被害の実態を解明するため、一審原告は、被害の調査・聞き取り、研究者との協働を通じて、裏付けのある説得的で精密な損害論を確立したこと。その内容を立証するため、全世界帯の本人尋問、検証と現地進行協議、専門家の意見書提出及び証人尋問という手厚い証拠調べを展開したこと。

今も避難先で、あるいは帰還してもなお、厳しい被害を受け続けている原告らにとって、これ以上の長期間の審理は不可能です。限りのある人生であり、永久に裁判闘争をしている訳にはいきません。だから、必要な主張立証は尽くした。そして、迅速かつ稠密な審理計画を促し、受け入れてくれた裁判所に対し、私達は適正・公正な判決を期待して、その判断を仰ぐだけだ。これが弁護団の総意です。

以 上